

平成29年度市町村決算の概要について

＜普通会計＞

- 県内市町村の平成29年度決算規模は、歳入総額が1兆1,230億円、歳出総額が1兆721億円で、平成28年熊本地震の影響等を受け、歳入、歳出ともに過去最大です。
- 平成29年度決算においては、以下のような特徴があります。
 - ・歳入面では、地方税（市町村民税、固定資産税）及び熊本市に対する県民税所得割臨時交付金（県費負担教職員の権限移譲関係）が増加。また、災害関連事業に伴い国庫支出金、都道府県支出金、繰越金が増加。
 - ・歳出面では、熊本市の県費負担教職員人件費に伴う教育費、被災農業者向け経営体育成支援事業に伴う農林水産業費、被災宅地復旧支援事業に伴う土木費が増加。
- 財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

【参考1】県内市町村の決算収支

(単位:億円、%)

区分		平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
歳入総額	A	11,230	10,370	860	8.3
歳出総額	B	10,721	9,868	853	8.6
形式収支	C=A-B	510	502	7	1.4
翌年度繰越財源	D	187	208	▲21	▲10.1
実質収支	C-D	322	294	28	9.5

(注) 表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

＜公営企業会計＞

- 県内市町村の上水道事業、病院事業及び下水道事業等の公営企業の事業数は平成30年3月31日現在で175事業（前年度比3事業減）となっており、決算規模は、1,594億円で、前年度に比べ、29億円、1.8%減少しています。
- 前年度に比べ、建設投資額及び建設投資に係る企業債発行額が増加しましたが、病院1事業が地独法化したため、全体として決算規模は減少しました。
- 資金不足が発生しているのは2事業ですが、財政健全化の指標である経営健全化基準を超える市町村はありません。

【参考2】県内市町村の公営企業数と決算規模

(単位:事業、億円、%)

		水道(含簡水)	交通	病院	下水道	その他	合計
平成29年度	事業数	52	1	14	84	24	175
	決算規模	389	24	518	635	27	1,594
平成28年度	事業数	54	1	14	84	25	178
	決算規模	409	25	553	608	27	1,623
増減	事業数	▲2	0	0	0	▲1	▲3
	決算規模	▲20	▲1	▲35	27	0	▲29
増減率	決算規模	▲4.9	▲3.3	▲6.3	4.4	0	▲1.8

＜平成28年熊本地震の影響（普通会計・特定地方公共団体※のみ）＞

- 特定地方公共団体の決算規模は、歳入総額が前年度から730億円増の6,988億円、歳出総額が前年度から732億円増の6,683億円となりました。

各種財政指標に対する平成28年熊本地震の影響は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.2ポイント減少し、7.5%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還はこれから本格化する見込みであることから、大きな影響は生じていません。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	21団体中18団体が改善（数値が現れない団体を含む）しています。地方債現在高は熊本地震以降大きく増加しましたが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、実質負担が抑えられ、大きな影響は生じていません。また、積立金（復興基金）の増により比率は低下しました。
財政調整基金	前年度から34億円減少し、371億円となりました。基金の用途を具体化するため、減債基金やその他特定目的基金に積み替えている団体もあり、また、歳計剰余金も一定程度生じていることから、今後の財政運営に大きな影響を与えるものではないと考えます。

- 国に地方負担の最小化を求めた結果、大半の被災市町村で着実な事業の執行と中期的な財政を見通せる状況となりました。しかし、今後、益城町ではまちづくり事業が本格化することから、財政的な負担が懸念されます。他の被災市町村も含め、引き続き丁寧に実態を把握しながら、必要に応じ、国に対して地方負担の最小化を求めて参ります。

【参考3】平成28年熊本地震特定地方公共団体の決算収支 (単位:億円、%)

区分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
歳入総額 A	6,988	6,258	730	11.7
歳出総額 B	6,683	5,951	732	12.3
形式収支 C=A-B	306	307	▲2	▲0.6
翌年度繰越財源 D	131	145	▲15	▲10.1
実質収支 C-D	175	162	13	8.0

【参考4】平成28年熊本地震特定地方公共団体の財政指標 (単位:億円、%)

区分	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
経常収支比率	89.7	89.1	0.6	0.7
実質公債費比率	7.5	7.7	▲0.2	▲2.6
将来負担比率	53.9	54.4	▲0.5	▲0.9
積立金現在高	900	793	107	13.5
財政調整基金	371	405	▲34	▲8.4
減債基金	106	107	▲1	▲0.8
その他特定目的基金	424	282	142	50.3

※特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水上村、五木村が該当（被災21市町村））

<平成28年熊本地震の影響（公営企業会計・特定地方公共団体のみ）>

- 特定地方公共団体21団体のみでの総収入は、前年度と比べて、法適用事業は10億65百万円の減少、法非適用事業は2億31百万円の増加となりました。総費用は、法適用事業は35億34百万円の減少、法非適用事業は98百万円の増加となりました。
- 総収入のうち料金収入は、前年度と比べて、法適用事業は18億25百万円の増加、法非適用事業は2億20百万円の増加となりました。料金収入が増加した主な要因は、水道事業及び下水道事業において、熊本地震発生後に料金を免除したため前年度減収した分の反動増によるものです。
- 一般会計からの繰入金額は、前年度と比べて、法適用事業は4億43百万円の減少、法非適用事業は9億60百万円の減少となりました。

また、経営健全化基準を超える事業はなく、熊本地震の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられませんが、引き続き丁寧に実態を把握して参ります。

【参考5】平成28年熊本地震特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		平成29年度	平成28年度	増減額	増減率	
法適用事業	総収入	539	550	▲11	▲1.9	
	総費用	528	564	▲35	▲6.3	
	収益的収支	基準内繰入金	45	49	▲5	▲9.1
		基準外繰入金	29	29	▲1	▲2.4
	資本的収支	基準内繰入金	27	26	1	2.2
		基準外繰入金	2	2	0.2	11.3
法非適用事業	総収入	48	45	2	5.1	
	総費用	36	35	1	2.8	
	収益的収支	基準内繰入金	9	10	▲1	▲12.5
		基準外繰入金	6	5	1	26.9
	資本的収支	基準内繰入金	5	6	▲0.3	▲5.5
		基準外繰入金	9	19	▲9	▲50.0

【参考6】平成28年熊本地震特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

事業区分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
法適総計	339	321	18	5.7
法非適総計	30	28	2	7.8

平成29年度市町村決算に係る健全化判断比率等一覧（速報値）

（単位：百万円、％）

	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	H28	H29	増減	H29 (早期健全化基準)	H29 (早期健全化基準)	H28	H29	増減	H28	H29	増減	H28	H29	増減		
熊本市*	92.4	92.2	▲0.2	— (11.25)	— (16.25)	9.3	8.8	▲0.5	124.0	127.8	3.8	12,477	10,162	▲2,315		
八代市	91.9	92.0	▲0.1	— (11.67)	— (16.67)	11.0	10.5	▲0.5	75.6	86.3	10.7	2,844	2,846	2		
人吉市	102.8	100.8	▲2.0	— (13.52)	— (18.52)	6.8	6.5	▲0.3	37.6	39.5	1.9	1,012	762	▲250		
荒尾市	90.0	89.7	▲0.3	— (13.09)	— (18.09)	10.2	9.3	▲0.9	4.5	—	▲4.5	4,582	4,867	285		
水俣市	96.7	97.9	1.2	— (13.73)	— (18.73)	13.4	12.4	▲1.0	39.7	38.4	▲1.3	2,778	2,481	▲297		
玉名市	90.6	91.0	0.4	— (12.60)	— (17.60)	8.6	8.2	▲0.4	15.6	8.4	▲7.2	7,586	7,458	▲128		
山鹿市	92.8	96.9	4.1	— (12.63)	— (17.63)	8.1	9.0	0.9	—	—	—	11,739	11,145	▲594		
菊池市	97.0	93.5	▲3.5	— (12.80)	— (17.80)	8.3	8.5	0.2	—	—	—	8,787	8,186	▲601		
宇土市*	94.8	97.0	2.2	— (13.64)	— (18.64)	9.8	9.4	▲0.4	35.6	29.5	▲6.1	3,605	2,577	▲1,028		
上天草市	96.5	95.3	▲1.2	— (13.24)	— (18.24)	11.7	11.5	▲0.2	—	—	—	4,029	4,456	427		
宇城市*	94.9	94.7	▲0.2	— (12.62)	— (17.62)	11.7	11.1	▲0.6	40.7	26.1	▲14.6	8,134	8,548	414		
阿蘇市*	92.0	91.1	▲0.9	— (13.46)	— (18.46)	7.5	7.5	0.0	101.6	82.4	▲19.2	1,517	1,618	101		
天草市	90.3	92.1	1.8	— (11.71)	— (16.71)	8.6	8.8	0.2	20.4	24.4	4.0	14,267	13,233	▲1,034		
合志市	96.1	97.6	1.5	— (13.03)	— (18.03)	4.2	3.3	▲0.9	—	—	—	4,088	4,005	▲83		
美里町*	91.6	90.0	▲1.6	— (15.00)	— (20.00)	6.2	5.7	▲0.5	13.3	0.4	▲12.9	2,196	2,179	▲17		
玉東町	91.4	92.9	1.5	— (15.00)	— (20.00)	5.2	5.0	▲0.2	—	—	—	817	799	▲18		
南関町*	94.3	93.3	▲1.0	— (15.00)	— (20.00)	8.1	8.0	▲0.1	—	—	—	1,294	1,119	▲175		
長洲町	92.2	94.9	2.7	— (15.00)	— (20.00)	13.2	10.7	▲2.5	95.9	73.0	▲22.9	620	471	▲149		
和水町*	85.4	87.9	2.5	— (15.00)	— (20.00)	7.1	7.9	0.8	—	—	—	4,227	4,128	▲99		
大津町*	85.9	87.0	1.1	— (13.90)	— (18.90)	11.0	11.3	0.3	—	—	—	2,497	2,427	▲70		
菊陽町	85.4	83.9	▲1.5	— (13.65)	— (18.65)	9.2	8.4	▲0.8	10.2	—	10.2	2,729	2,893	164		
南小国町*	88.8	89.2	0.4	— (15.00)	— (20.00)	7.6	5.8	▲1.8	27.6	34.3	6.7	864	820	▲44		
小国町*	88.5	87.1	▲1.4	— (15.00)	— (20.00)	11.1	10.4	▲0.7	56.3	36.7	▲19.6	603	613	10		
産山村*	80.9	81.3	0.4	— (15.00)	— (20.00)	9.1	9.1	0.0	—	—	—	842	757	▲85		
高森町*	86.4	87.2	0.8	— (15.00)	— (20.00)	6.8	6.2	▲0.6	—	—	—	1,438	1,438	0		
西原村*	86.9	85.5	▲1.4	— (15.00)	— (20.00)	3.7	3.2	▲0.5	—	—	—	1,350	1,271	▲79		
南阿蘇村*	94.9	94.1	▲0.8	— (15.00)	— (20.00)	6.5	6.6	0.1	10.6	—	▲10.6	991	1,393	402		
御船町*	90.6	92.0	1.4	— (15.00)	— (20.00)	5.9	6.0	0.1	107.9	106.0	▲1.9	995	836	▲159		
嘉島町*	87.7	88.4	0.7	— (15.00)	— (20.00)	5.7	6.4	0.7	50.5	60.7	10.2	1,565	1,700	135		
益城町*	96.3	93.5	▲2.8	— (14.01)	— (19.01)	7.7	8.0	0.3	30.2	—	▲30.2	1,628	1,629	1		
甲佐町*	87.7	88.1	0.4	— (15.00)	— (20.00)	5.1	5.3	0.2	60.6	53.6	▲7.0	748	748	0		
山都町*	83.2	88.8	5.6	— (13.91)	— (18.91)	6.3	5.9	▲0.4	47.7	35.7	▲12.0	835	886	51		
氷川町	92.6	91.4	▲1.2	— (15.00)	— (20.00)	6.4	5.7	▲0.7	18.6	27.1	8.5	2,450	2,174	▲276		
芦北町	93.7	93.0	▲0.7	— (14.34)	— (19.34)	4.3	4.4	0.1	—	—	—	1,523	1,524	1		
津奈木町	84.4	85.6	1.2	— (15.00)	— (20.00)	1.6	1.5	▲0.1	—	—	—	1,334	1,318	▲16		
錦町	87.6	88.8	1.2	— (15.00)	— (20.00)	9.6	9.1	▲0.5	92.9	91.4	▲1.5	1,402	1,432	30		
多良木町	87.1	88.2	1.1	— (15.00)	— (20.00)	9.9	9.3	▲0.6	56.7	53.5	▲3.2	2,156	2,160	4		
湯前町	96.6	94.0	▲2.5	— (15.00)	— (20.00)	4.2	3.7	▲0.5	8.7	—	▲8.7	954	955	1		
水上村*	79.7	82.4	2.6	— (15.00)	— (20.00)	7.8	6.8	▲1.0	—	—	—	2,139	1,628	▲511		
相良村	93.5	90.3	▲3.2	— (15.00)	— (20.00)	9.6	9.0	▲0.6	16.6	19.2	2.6	1,516	1,456	▲60		
五木村*	87.2	91.9	4.7	— (15.00)	— (20.00)	8.6	7.6	▲1.0	—	—	—	1,217	1,213	▲4		
山江村	88.6	90.0	1.4	— (15.00)	— (20.00)	9.4	9.2	▲0.2	—	—	—	1,344	1,327	▲17		
球磨村	79.3	80.6	1.3	— (15.00)	— (20.00)	6.3	6.2	▲0.1	—	—	—	1,176	1,174	▲2		
あさぎり町	87.3	87.7	0.4	— (14.26)	— (19.26)	10.0	8.8	▲1.2	12.6	—	▲12.6	5,099	5,559	460		
苓北町	89.9	90.8	0.9	— (15.00)	— (20.00)	12.2	12.0	▲0.2	128.7	128.3	▲0.4	830	846	16		
市町村平均 (単純平均)	90.3	90.7	0.4	—	—	8.1	7.7	▲0.4				3,041	2,916	▲125		

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体に実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準：350%

※ 市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

(参考)平成29年度 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準財政 規模
										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	422,783	410,086	12,697	6,258	1,144	92.2	0.72	432,065	18,799	4,775	5,387	8,638	193,003
八代市	70,621	66,052	4,570	1,696	458	92.0	0.49	64,894	7,628	2,143	703	4,782	33,207
人吉市	16,887	16,540	347	307	329	100.8	0.43	14,053	1,810	377	385	1,047	9,010
荒尾市	20,915	20,301	614	433	155	89.7	0.47	15,100	6,706	3,784	1,083	1,839	11,679
水俣市	15,185	15,127	59	18	560	97.9	0.37	14,859	4,076	2,029	452	1,595	8,066
玉名市	37,540	36,369	1,171	1,053	240	91.0	0.44	33,742	11,401	6,080	1,378	3,942	17,875
山鹿市	30,890	27,818	3,072	3,006	955	96.9	0.33	32,823	14,074	6,730	4,414	2,929	17,248
菊池市	34,436	33,686	750	283	168	93.5	0.43	35,346	12,829	5,798	2,388	4,643	14,734
宇土市*	23,435	22,281	1,154	781	1,272	97.0	0.51	19,728	5,400	2,418	159	2,823	8,466
上天草市	17,968	17,199	769	624	304	95.3	0.25	16,769	7,929	3,838	618	3,473	10,603
宇城市*	39,946	37,631	2,314	1,726	525	94.7	0.39	33,895	13,267	7,657	891	4,718	17,522
阿蘇市*	23,148	21,391	1,758	1,184	28	91.1	0.35	19,448	2,981	1,546	72	1,363	9,289
天草市	59,469	56,462	3,007	2,536	1,747	92.1	0.27	50,690	17,581	11,940	1,293	4,347	32,163
合志市	25,710	24,798	912	817	638	97.6	0.66	18,980	6,804	3,465	540	2,799	12,200
市計	838,934	805,742	33,192	20,722	3,672	94.4	0.44	802,393	131,284	62,581	19,764	48,939	395,063
市計 (熊本市除く)	416,151	395,656	20,495	14,465	2,528	94.6	0.41	370,328	112,484	57,807	14,377	40,301	202,060
美里町*	10,221	9,430	792	423	138	90.0	0.24	7,516	2,876	1,991	188	697	4,185
玉東町	3,894	3,650	244	133	123	92.9	0.29	2,252	1,412	436	363	613	1,893
南関町*	6,417	6,318	99	90	179	93.3	0.38	6,697	3,036	1,002	117	1,917	3,277
長洲町	6,235	6,120	115	111	127	94.9	0.54	5,730	548	417	54	77	4,172
和水町*	8,022	7,042	980	947	14	87.9	0.23	7,259	7,387	3,093	1,036	3,259	4,366
大津町*	22,640	20,905	1,734	1,171	307	87.0	0.72	15,985	4,457	2,156	271	2,029	7,451
菊陽町	17,221	15,974	1,247	712	725	83.9	0.93	16,361	5,110	2,505	389	2,217	8,412
南小国町*	4,610	4,132	479	209	1	89.2	0.21	3,226	1,256	815	5	436	2,207
小国町*	6,009	5,756	253	176	36	87.1	0.22	5,496	1,032	529	84	418	3,173
産山村*	2,732	2,624	108	56	93	81.3	0.14	2,165	947	722	35	190	1,121
高森町*	5,138	4,923	216	185	94	87.2	0.23	4,586	2,680	1,428	10	1,242	2,814
西原村*	13,165	11,690	1,474	704	206	85.5	0.42	6,131	2,476	1,149	122	1,205	2,286
南阿蘇村*	18,862	17,224	1,637	1,076	108	94.1	0.28	15,567	5,459	1,221	172	4,066	4,864
御船町*	18,331	17,181	1,151	742	152	92.0	0.38	13,026	1,515	704	133	679	4,577
嘉島町*	7,960	7,314	646	84	81	88.4	0.67	7,011	2,102	1,648	51	402	2,597
益城町*	29,880	29,116	764	0	750	93.5	0.56	22,209	5,582	1,118	511	3,953	7,123
甲佐町*	12,228	11,610	618	440	399	88.1	0.30	9,535	1,157	687	61	409	3,424
山都町*	15,555	14,451	1,104	681	171	88.8	0.20	8,801	2,006	578	308	1,120	7,442
氷川町	8,787	8,071	716	685	12	91.4	0.29	6,998	2,844	2,123	51	670	4,155
芦北町	10,467	10,069	398	293	88	93.0	0.32	9,816	4,865	1,461	63	3,342	6,246
津奈木町	3,147	2,892	256	143	60	85.6	0.21	2,235	3,192	685	634	1,873	1,923
錦町	6,452	6,242	210	134	23	88.8	0.39	5,008	1,847	1,402	30	415	3,236
多良木町	6,869	6,437	431	397	67	88.2	0.23	5,817	2,749	1,075	1,085	588	4,002
湯前町	3,308	3,057	252	252	85	94.0	0.16	2,527	1,976	912	43	1,021	1,866
水上村*	4,172	3,801	371	354	411	82.4	0.14	3,628	3,303	814	814	1,675	1,730
相良村	3,647	3,542	105	91	53	90.3	0.18	3,073	1,729	1,404	52	274	2,118
五木村*	3,571	3,359	212	203	173	91.9	0.19	2,582	2,324	1,050	162	1,111	1,409
山江村	3,512	3,297	215	188	116	90.0	0.14	3,370	1,910	990	337	583	1,862
球磨村	4,165	3,942	223	177	30	80.6	0.13	3,475	1,648	1,169	6	474	2,244
あさぎり町	11,657	11,138	519	483	449	87.7	0.23	10,290	9,130	5,559	0	3,571	6,431
苓北町	5,205	5,050	155	106	77	90.8	0.51	7,789	956	653	193	110	3,326
町村計	284,079	266,358	17,721	11,444	1,126	89.0	0.32	226,161	89,509	41,495	7,378	40,636	115,930
市町村計	1,123,013	1,072,099	50,914	32,166	4,798	90.7	0.36	1,028,554	220,793	104,076	27,142	89,575	510,994
市町村計 (熊本市除く)	700,230	662,013	38,217	25,909	3,654	90.7	0.35	596,489	201,994	99,302	21,755	80,937	317,991

表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

用語の説明

【経常収支比率】：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】

分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% 2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% 2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） -

$$\frac{\text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成 18 年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：25% 2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が 18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 +

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

$$\frac{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。